

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

		資料番号	2	担当課	林業政策課
法令名	愛媛県農林水産研究所使用規則	根拠条項	14	不利益処分の種類	花き研究指導室等の使用の許可の取消し等
<p>(花き研究指導室等の使用の許可の取消し等)</p> <p>第14条 知事は、花き研究指導室等を使用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することがある。花き研究指導室等の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。</p> <p>(1) この規則に違反し、又は研究所の職員の指示に従わないとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 使用の許可の条件に違反したとき。</p>					